

## 神戸家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

令和4年7月15日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

神戸家庭裁判所大会議室及び特別会議室

### 3 出席者

（委員）（委員長を除き五十音順、敬称略）

永井裕之（委員長）、赤塚里美、奥見はじめ、檜原伴子、櫻井紫帆子、中村昭子、西欣也、半田吉彦、福田好宏、蓬莱政

（オブザーバー）

横路朋生、松井靖文、佐藤一徹、加藤由佳子、橋本恭子、小川元、熊野剛、藤澤和行、遠藤恭弘、北田宗人、岩口伸一、飯田健

（庶務）

尾川昌也、大浦岬、栗林晴加

### 4 議事

#### (1) 委員交代の報告

#### (2) 委員長の選任

委員の互選により、永井委員が委員長に選任された。

#### (3) 委員長代理の指名

中村委員が委員長代理に指名された。

#### (4) 前回のテーマの取組状況報告

裁判所から、前回のテーマ「夫婦関係調整調停において子どもにとって望ましい話し合いを実現するための取組」について取組状況報告を行った。

#### (5) テーマ「新型コロナウイルス感染症をめぐる家庭裁判所の取組」についての意見交換

別紙のとおり

(6) 次回のテーマ

裁判所のデジタル化に向けて

(別紙)

テーマ「新型コロナウイルス感染症をめぐる家庭裁判所の取組」についての  
意見交換

(意見交換に先立ち、裁判所から、テーマについての説明を行った。)

(以下、委員長は◎、委員は○、裁判所の説明者は■と表示する。)

- ◎ まず、緊急事態宣言が出された際に、緊急性を有する事件に絞って処理を行ったことについての御意見をいただきたい。
- 裁判所が行っていた緊急性を有する事件に絞って処理を行うという対策でよいと思います。ただ、長期間となると緊急性のない事件の処理が滞るため、よくないと思うので、どれくらいの期間まで対応を取るのかは考えないといけない事項だと思います。
- 裁判所の各部署から五月雨式に期日の取消しの連絡があり、どの案件が取り消されているかの把握が困難でした。養育費請求や婚姻費用分担請求の中で、特に生活への影響が大きい事案は緊急性が高いとされていますが、自身が担当している案件が該当するか否かの判断が付きにくかったです。また、期日が取り消されて、次回期日は迫って連絡とされると、再度期日を調整して指定となり、事務量が倍となってしまう、依頼者への連絡を含めて、そのような連絡事務に追われ、予測も立ちにくい状態でした。可能であれば、期日を取り消す事件と取り消さない事件を明確にしてもらえるとやり易いと感じました。裁判所から緊急性の高いと考えている事案や次回期日の見通しを示してもらえると、予測がしやすくよいと考えます。そのような情報を一括して、ホームページなどで発信してくれれば、連絡業務に追われるといった事態はある程度防ぐことができると思います。

調停室のパーティションは手作りの物で、それが風で飛んで倒れ、立て直す作業で人と人が接近してしまったことがありましたので、早期に調停室のパーティションをアクリル製の物にしていただきたい。

相手方待合室が調停受付の前にあり、換気のために扉を開けていると、受付に

来た申立人と待合室内の相手方が顔を合わせてしまうため、待合室の受付側の扉については、申立人が受付に来る時間帯は締め切るといった対応を検討していただきたい。

- ◎ 各委員が所属する施設の感染対策と比べて、裁判所の感染対策がどのように映るのかについて御意見をいただきたい。
- 緊急事態宣言時は新型コロナウイルス自体が未知のもので、最初はどうするか分からないまま、従業員もお客様も施設に入ることに恐怖を感じていました。その後、飛沫感染で広がるということが分かり、自身で消毒と検温を行うようにしていました。また、収容人数80人の宴会場に30人を入れて、2メートル以上の間を開けて座るといった対策をしていました。パーティションについても、当初はアクリル板もなく手作りでしたが、その後、製品が出回るようになってからは、揃えるようにしました。フェイスシールドも、当初はありませんでしたが、用意しました。

感染対策に関しては、私の所属団体と裁判所は同じような対策を取っていると感じました。ただ、パーティションは、アクリル製に順次置き換えた方がよいと考えます。

従業員において罹患の可能性のある者には、すぐに休んでいただいていたました。接客業ということもあり、厳しい基準で対策を行っていました。

- アクリル板の設置は、利用者の安心感を与える意味合いでも重要になってくると考えますが、新たな知見が示されている中で、新たな感染防止対策が判明した場合や、これまでに行っていた対策の中で効果が余り期待できないことが判明した場合には、状況の変化に応じて、今後の対策を検討する必要があると考えます。特に事業継続計画をどうするのかということが大切だと考えます。また、緊急性の高い事案として、保全事件、養育費請求・婚姻費用分担請求のうち特に生活への影響が大きいと考えられる事件などと示されていましたが、より具体的に、弁護士を含めて、皆が納得できるような基準が必要になってくるのではな

いかと考えます。

裁判所職員の感染事例はあったのでしょうか。

■ 神戸家庭裁判所管内での職員の感染事例はありました。

- 在宅勤務など様々な対策を実施した結果、業務遂行体制が弱体化する時期があったと思います。これからどのような職員体制で臨むのか、職員の中で極めて高い比率で感染者が出た場合に、どのように対応するのか、緊急性を有しない事務を止めた場合、いつまで止めるのかといった対応策の枠組みをあらかじめ作成しておき、関係機関に示しておくことで、関係機関も裁判所がそのような事態に陥った場合の想定がしやすくなると思います。

最新の検査キットは、安価で精度も高く結果も短時間で判明しますので、施設利用者に検査キットで検査を行うという対策を行っている組織もあります。これからは最新の知見を基に対処策を検討することが重要だと考えます。

- 私の所属団体の現状は、重症化するの既往症のある高齢者が多いということもあり、検温の用意はしていますが、お客様への検温は実施していません。クラスターの発生を非常に懸念しており、現在でも職員同士で、外部での会食は4名までとしています。職場での歓送迎会等を行う場合も場所は社内に限り、換気とパーティションを設置するといった基準を示しています。欧州ではマスクの着用はほとんど行われていない中で、マスクを着用していた1月とマスクを着用していない7月のデータを比べると、感染者の倍率が0.51倍と減少していますが、アジアでは4.4倍と悪化しています。マクロで見るとマスクは余り関係なく、冷暖房の使用率が上がり、換気が余りされない夏と冬に感染者数が増えるという形に定着するのではないかと考えています。公共機関として、科学的な根拠に基づいた対策、すなわち部屋の両側の窓を開けるなどして、常時空気を通すといった換気を行うことが重要と考えます。

◎ 会議や議論を行う場合も、参集しないようにしているのでしょうか。

- 基本的にはウェブ会議を実施しており、可能な限り、集まらないように対策を

しています。

- 感染が拡大している時期は、会議は中止し、勉強会や講演はeラーニングの形で配信していました。私の所属団体の特殊性から、どのような健康状態でも来訪者と接触しなければならないため、感染者との接触は避けられないという前提で、いかに内部での感染を広めないかという点を重視しています。したがって、職員同士の接触を避けるためにも、会議などは各執務室からウェブ形式で行うような対策を執っています。
- オンラインによる研修を実施しています。また、各種委員会もオンラインによる参加が認められています。市役所における法律相談事業では電話相談を行っています。ただ、資料を示しながらやり取りすることができないため、やりにくさがありました。また、相談時間の制約があり、結論を出すことが難しい場合が多かったです。ウェブ形式とする場合も、相手方の環境が整っていなければ、結局来てもらうこととなります。
- 現在では、濃厚接触者の追跡調査は余り行われていませんが、病院内感染が発生した場合には、濃厚接触者の追跡調査が行われます。調査の際には、マスク着用の有無や、粘膜からの感染もありうるため、アイガード着用の有無を聴き取ります。ただ、アイガードについては、そこまで近接しなければ、着用までは求められないと思います。また、会議等についても、ウェブで行えるものについては、ウェブで行うようにとされています。今では、ほとんどがウェブで実施されており、職員もウェブに慣れてきています。
- 4段階のフェーズを設けて、県や文科省の通達や依頼に応じて、敷地内の人数制限を設けるなどして、こまめに対応していました。職員の会議においても、緊急事態宣言時はオンラインで行い、蔓延防止措置時はハイブリット形式で行っていました。現状では、対面で行っていることが多いですが、オンラインも便利な部分がありますので、オンラインで行っているケースもあります。

調停事件数において、1回目の緊急事態宣言の際は、大きな変化が発生してい

ますが、その後は、比較的变化が生じていないので、数字に応じて対応を変えるという事は行ってないのでしょうか。

■ 1回目の緊急事態宣言時に期日取消の対応を行い、その後は、個別事件の当事者が感染している場合に、取り消しなどの対応を行っていましたが、2回目以降の緊急事態宣言時には、全体的な対応は行っていません。ただ、研究会などの行事については、オンラインで行えるものはオンラインで行い、グループ討議や意見交換など対面を前提としている研修は、緊急事態宣言等が発令された場合には、中止などの対応をすることになると思います。

○ 大学では、学生の友人関係の構築や留学が十分にできないということを問題視しているため、感染者数は増えている状況ですが、全体としては、対策を緩めていく方向で進んでいます。一時期に比べれば、学生も合宿に行ったり、クラブ活動を行ったりしています。

◎ 完全封鎖はしないことを前提として業務継続を考える場合に、組織内でクラスターが発生して業務が停止しないようにすることは、裁判所も同様に考えないといけないと思います。また、在宅勤務やウェブ会議などをうまく活用して、感染が広がらないようにしながら運営していく体制を組み立てていかないといけないと考えます。

○ 内勤業務、生産業務、営業業務がありまして、営業業務は、新型コロナウイルスが発生する前から在宅勤務の計画は立てておりまして、職員にパソコンを支給して営業先から直行直帰という形にしていたので、影響は少なかったです。内勤業務は、緊急事態宣言時に週二、三日は在宅勤務としていました。また、感染した職員でも、熱が下がって仕事を行えるということであれば、自宅で内勤の仕事を行ってもよいという形にしていました。ただ、生産業務は、在宅勤務は難しく、感染者については、10日間の自宅待機としています。現状では、診察に行くか否かは職員の判断に任せていますが、診察に行っていない場合は、熱が下がってから3日間の自宅待機として、インフルエンザと同じような対応を行って

います。ただ、発熱したら大体の職員は診察に行って、陽性と診断されることが多いため、10日間の自宅待機とするケースが多いです。

- ◎ 感染者が増えていった場合に、裁判所として、対策を実施し続けるべきかどうかについて、御意見をいただきたい。裁判所の利用者に安心感を与えるという意味合いでも、これまでと同じような対策を取るべきという話になるのでしょうか。
- 保健所の規定で、マスクをしていれば濃厚接触者認定が外れるので、仮にマスクの着用対策を止めた上で、職員に感染者が出た場合、濃厚接触者が拡大する可能性が大きくなり、業務継続に支障が出るのではないのでしょうか。保健所が指針を変えない限りは、私の所属団体でも、これまでの感染対策を続けることになると思います。消毒液についても、保健所の規定では、70%未満の物はアルコール消毒液とは認めていないため、購入する際は、濃度も確認するようにしています。神戸市の感染対策本部からも、基本的な感染対策を徹底するようにと指示が出されています。
- ◎ マスクをしていない来庁者や換気をしたくないという来庁者に対して、どの程度まで感染対策を求め続けるかについて、いかがでしょうか。
- 兵庫県内の保健所によっても、濃厚接触者の基準が違っていて混乱していました。厚生労働省が基準を決めておらず、地方に決定権を委ねています。裁判所も、所在する地域が推奨している取組や厚生労働省の取扱基準、その根拠としている科学的知見を聴き取った上で、来庁者への呼びかけの範囲と程度をどうするかの方針を決めてはいかがでしょうか。